

「布団カバーを無料で差し上げます」という布団打ち直し業者にご注意!

置賜地区で、ゴールデンウィーク前後から電話や訪問販売で、「布団カバーを無料で差し上げます」という布団打ち直し業者とのトラブルの相談が増えています。

事例1

5日前に突然訪問してきた業者に「布団カバーを無料で差し上げるので、羽毛布団を打ち直ししないか」と勧誘され、羽毛布団を見せたら「穴が開いて羽毛が飛び出しているので打ち直しが必要だ」と言われ、89000円で契約した。高額であったので息子に相談したところ、息子が業者に電話をして解約を申し出た。業者に「布団は廃棄してほしいと頼まれたので処分した。代替品を39000円に減額して渡したい」と言われたが断った。クーリング・オフできないか。(白鷹町 80歳代女性)



事例2

「布団カバーを差し上げます。羽毛布団に番号があるから見せてほしい」と自宅に業者が訪問してきた。業者が布団カバーを開けたら羽毛が飛び散ってしまった。業者は「これは廃棄するしかない」と言って、布団を持ち帰ってしまった。名刺や受領書等は受け取っていないので、どこの業者かわからない。(小国町)



ひとつとアドバイス



- 一人暮らしや判断力が不十分な高齢者などをねらい、強引に契約させる手口が目立ちます。
- 契約書を渡さないばかりか業者名なども明かさずに売りつけたり、過去に売りつけた布団を回収したりして、足がつかないようにする悪質なケースもあります。
- このようなトラブルでは、業者に対して恐怖心を抱いたりして誰にも相談せずに被害が拡大してしまうこともあります。

心配なときは、**お住まいの自治体の消費生活センター等**にご相談ください!



生活安全情報

長井警察署生活安全課から

パソコンやスマートフォンを利用
中まだ利用もしていないのに、アダ
ルトサイトの登録料や解除料名目で

お金を請求されたことはありませんか？これは他人に相談しづらい内容を口実とした詐欺の手口です。中にはプリペイドカードの電子マネーで支払いを求められることもあり、多くの方が恥ずかしさからか誰にも相談できずに被害に遭っています。**警察はあなたのお金も秘密も守ります。**お金を払う前に相談してください。



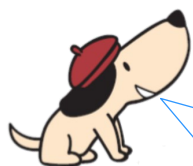
熊本地震に便乗した不審な訪問や電話にご注意！

事例

数日前、友人宅に不審な2人組の訪問があり、被災者への寄付金を求められたようだ。信用できないと思い断ったら、すぐに帰ったという。あやしいので情報提供する。(60歳代 女性)

ひとこと助言

平成28年熊本地震に関連して、義援金等を求める不審な訪問や電話に関する相談が寄せられています。義援金等は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。また、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。



少しでも疑問や不安を感じたら、**お住まいの自治体の消費生活センター等**や警察にご相談ください。

6月・7月の消費生活法律相談

6月9日(木) 13:30~15:30

7月7日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072